

# 恵那市の公共施設使用料の減免（令和8年4月1日適用）

減免内容	対象者（利用場面）の例	施設使用料	附属設備使用料
	市主催、地域自治区、地域協議会、障がい者、18歳以下の団体 など	100%免除	100%免除
	75歳以上の団体	100%免除	—
	三学・健幸のまちづくり活動団体、公共的団体、市共催・後援 など	50%減免	—
	公益上必要な活動	30%減免	—

- ・18歳以下の団体、75歳以上の団体、三学のまちづくり・健幸のまちづくり活動団体においては、事前に団体登録が必要です。
- ・歓送迎会、忘年会、慰労会、クリスマス会といった娯楽・飲食のみを目的とした利用については、減免の対象になりません。
- ・対象者（利用場面）のほか、利用目的や利用内容などから減免の適用を判断します。また、観光施設などの一部施設は減免が適用されませんので、詳しくは利用申請の窓口もしくは所管部署へお問い合わせください。